

第 10 章 立入検査又は街頭検査

10-1 適用

この章の規定は、法第 100 条第 2 項の規定による立入検査又は街頭検査に係る審査を行う場合に適用する。

10-2 審査項目等

- (1) 立入検査又は街頭検査の実施趣旨に照らした必要な審査項目は、地方事務所の長、地方検査部の長又は本部検査部の長が定める。

この場合において、当該審査項目については、自動車又はその部品の改造、装置の取付け又は取外しその他これらに類する行為により構造、装置又は性能に係る変更が行われていると認められる場合には第 7 章の規定、その他の場合には第 8 章の規定を適用するほか、別添 6「街頭検査等実施要領」により実施するものとする。

- (2) 次に掲げる自動車を審査する場合には、保安基準、細目告示及び適用関係告示における当該自動車に適用される基準を確認した後に審査すること。

- ① 小型特殊自動車
- ② 二輪の軽自動車
- ③ カタピラ及びそりを有する軽自動車
- ④ 被牽引自動車である軽自動車（①又は②の自動車により牽引されるものに限る。）

第 11 章 臨時検査

11-1 適用

この章の規定は、法第 63 条第 2 項の規定による臨時検査に係る審査を行う場合に適用する。

11-2 審査項目等

臨時検査における審査の実施方法については、その都度、理事長が定める。

附則

附則（平成 28 年 4 月 1 日規程第 2 号）

1. この規程は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。
2. 自動車検査独立行政法人審査事務規程（平成 14 年 7 月 1 日規程第 11 号）は、廃止する。
3. 様式 7 による自動車検査票 1 は、この規程の施行の日以後、当分の間、前項の規定による廃止前の自動車検査独立行政法人審査事務規程（以下「旧規程」という。）様式 8 による自動車検査票 1 とすることができる。
4. 別添 2「新規検査等事前書面審査要領」の第 1 号様式及び第 7 号様式は、この規程の施行の日以後、当分の間、旧規程別添 2「新規検査等事前書面審査要領」の第 1 号様式及び第 5 号様式とすることができる。
5. 別添 3「並行輸入自動車審査要領」の第 8 号様式は、この規程の施行の日以後、当分の間、旧規程別添 3「並行輸入自動車審査要領」の第 8 号様式とすることができる。
6. 別添 4「改造自動車審査要領」の第 1 号様式、第 5 号様式及び第 6 号様式は、この規程の施行の日以後、当分の間、旧規程別添 4「改造自動車審査要領」の第 1 号様式、第 5 号様式及び第 6 号様式とすることができる。
7. 3.～6.において、様式中「自動車検査独立行政法人」とあるのは、「独立行政法人自動車技術総合機構」と読み替えるものとする。
8. 平成 23 年 3 月 31 日以前に特種用途自動車として既に登録を受けている自動車であって、平成 23 年 4 月 1 日以降に当該自動車の構造及び装置に変更がないものについては、4-16 の規定は適用しないことができる。
なお、「平成 23 年 3 月 31 日以前に特種用途自動車として既に登録を受けている自動車」とは、次に該当するものをいう。
 - ① 平成 23 年 3 月 31 日において特種用途自動車として使用の過程にある自動車
 - ② 平成 23 年 3 月 31 日以前に特種用途自動車として使用されていたことが登録識別情報等通知書により確認できる自動車
 - ③ 平成 23 年 3 月 31 日以前に特種用途自動車として交付された有効な自動車予備検査証により新規登録する自動車
9. 平成 23 年 12 月 31 日以前に交付された改造自動車審査結果通知書等であって、当該通知書等の指示事項欄に現車審査の際に原本を提示する旨の記載がないものについては、当該通知書等の写しの提示により審査することができる。
10. 平成 26 年 9 月 30 日以前に貨物自動車として既に登録を受けている自動車であって、平成 26 年 10 月 1 日以降に当該自動車の構造及び装置に変更がないものについては、4-17 の規定は適用しないことができる。
なお、「平成 26 年 9 月 30 日以前に貨物自動車として既に登録を受けている自動車」とは、次に該当するものをいう。
 - ① 平成 26 年 9 月 30 日において貨物自動車として使用の過程にある自動車
 - ② 平成 26 年 9 月 30 日以前に貨物自動車として使用されていたことが登録識別情報等通知書により確認できる自動車
 - ③ 平成 26 年 9 月 30 日以前に貨物自動車として交付された有効な自動車予備検査証により新規登録する自動車
11. 平成 27 年 3 月 31 日以前に改造された自動車については、別添 4「改造自動車審査要領」別表第 1 の規定にかかわらず、旧規程の平成 26 年 3 月 6 日付け規程第 5 号による改正前の別添 1「改造自動車審査要領」別表 1 の規定によることができる。
12. 平成 27 年 5 月 1 日以降に新たに運行の用に供しようとする自動車であって、平成 27 年 4 月 30 日以前に交付された基準緩和認定書（一括）の対象であったことが確認できるものについては、4-13 の規定は適用しないことができる。

附則（平成 28 年 6 月 30 日規程第 52 号）

この規程は、平成 28 年 7 月 7 日から施行する。

ただし、別添 3「並行輸入自動車審査要領」5. 及び 7. の規定については、平成 28 年 8 月 1 日から施行する。

附則（平成 28 年 7 月 29 日規程第 56 号）

この規程は、平成 28 年 8 月 5 日から施行する。

附則（平成 28 年 10 月 7 日規程第 66 号）

この規程は、平成 28 年 10 月 11 日から施行する。

附則（平成 28 年 10 月 21 日規程第 67 号）

この規程は、平成 28 年 10 月 24 日から施行する。

附則（平成 28 年 10 月 28 日規程第 70 号）

この規程は、共通構造部型式指定自動車については平成 28 年 11 月 1 日から、共通構造部型式指定自動車以外の自動車については平成 29 年 5 月 1 日から施行する。

附則（平成 28 年 12 月 22 日規程第 75 号）

1. この規程は、平成 28 年 12 月 26 日から施行する。
ただし、1-3 中「審査時車両状態」の②③の規定については、平成 29 年 2 月 1 日から施行する。
2. 様式 7 による自動車検査票 1 及び様式 8 による自動車検査票 2 については、この規程の施行の日以後、当分の間、改正前の様式 7 による自動車検査票 1 及び様式 8 による自動車検査票 2 とすることができる。

附則（平成 29 年 2 月 9 日規程第 87 号）

この規程は、平成 29 年 2 月 10 日から施行する。

附則（平成 29 年 3 月 30 日規程第 91 号）

この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附則（平成 29 年 4 月 4 日規程第 1 号）

この規程は、平成 29 年 4 月 4 日から施行する。

附則（平成 29 年 4 月 28 日規程第 3 号）

1. この規程は、平成 29 年 5 月 1 日から施行する。
2. 平成 30 年 3 月 31 日以前に新規検査等届出書が提出された自動車については、別添 2「新規検査等提出書面審査要領」の第 1 号様式にかかわらず、平成 29 年 4 月 28 日付け規程第 3 号による改正前の別添 2「新規検査等提出書面審査要領」の第 1 号様式とすることができる。

附則（平成 29 年 6 月 22 日規程第 4 号）

1. この規程は、平成 29 年 6 月 22 日から施行する。
2. 平成 29 年 9 月 30 日以前に審査する自動車については、4-20 の規定は適用しないことができる。
3. 平成 29 年 9 月 30 日以前に既に登録を受けている自動車であって、平成 29 年 10 月 1 日以降に当該自動車の構造及び装置に変更がないものについては、4-20 の規定は適用しないことができる。
なお、「平成 29 年 9 月 30 日以前に既に登録を受けている自動車」とは、次に該当するものをいう。
 - ① 平成 29 年 9 月 30 日において使用の過程にある自動車
 - ② 平成 29 年 9 月 30 日以前に使用されていたことが登録識別情報等通知書により確認できる自動車
 - ③ 平成 29 年 9 月 30 日以前に交付された有効な自動車予備検査証により新規登録する自動車

附則（平成 29 年 6 月 29 日規程第 8 号）

この規程は、平成 29 年 7 月 1 日から施行する。

附則（平成 29 年 10 月 10 日規程第 18 号）

1. この規程は、平成 29 年 10 月 10 日から施行する。
2. 平成 29 年 12 月 31 日以前に審査する自動車については、7-6-1（3）の規定にかかわらず、平成 29 年 10 月 10 日付け規程第 18 号による改正前の 7-6-1（3）の規定によることができる。
3. 平成 30 年 3 月 31 日以前に新規検査等届出書が提出された自動車については、別添 2「新規検査等提出書面審査要領」の第 1 号様式にかかわらず、平成 29 年 10 月 10 日付け規程第 18 号による改正前の別添 2「新規検査等提出書面審査要領」の第 1 号様式とすることができる。
4. 平成 29 年 12 月 31 日以前に並行輸入自動車届出書が提出された自動車については、別添 3「並行輸入自動

車審査要領」の規定にかかわらず、平成 29 年 10 月 10 日付け規程第 18 号による改正前の別添 3「並行輸入自動車審査要領」の規定によることができる。

附則（平成 29 年 11 月 22 日規程第 19 号）

この規程は、平成 29 年 11 月 22 日から施行する。

附則（平成 30 年 1 月 31 日規程第 25 号）

この規程は、平成 30 年 1 月 31 日から施行する。

附則（平成 30 年 2 月 9 日規程第 29 号）

この規程は、平成 30 年 2 月 10 日から施行する。

附則（平成 30 年 3 月 30 日規程第 58 号）

この規程は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

様式 7 による自動車検査票 1 については、この規程の施行の日以後、当分の間、改正前の様式 7 による自動車検査票 1 とすることができる。

附則（平成 30 年 7 月 19 日規程第 3 号）

1. この規程は、平成 30 年 7 月 19 日から施行する。
2. 平成 30 年 9 月 30 日以前に並行輸入自動車届出書が提出された自動車については、別添 3「並行輸入自動車審査要領」の第 1 号様式及び第 4 号様式にかかわらず、平成 30 年 7 月 19 日付け規程第 3 号による改正前の別添 3「並行輸入自動車審査要領」の第 1 号様式及び第 4 号様式とすることができる。

附則（平成 30 年 10 月 16 日規程第 6 号）

この規程は、平成 30 年 10 月 16 日から施行する。

附則（平成 31 年 2 月 15 日規程第 16 号）

この規程は、平成 31 年 2 月 15 日から施行する。

附則（平成 31 年 2 月 28 日規程第 17 号）

1. この規程は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。
2. 令和元年 9 月 30 日以前に審査する自動車については、7-65、7-66、8-65 及び 8-66 の規定にかかわらず、平成 31 年 2 月 28 日付け規程第 17 号による改正前の 7-62、7-63、8-62 及び 8-63 の規定によることができる。
3. 令和元年 9 月 30 日以前に審査する自動車については、別添 2「新規検査等提出書面審査要領」の規定にかかわらず、平成 31 年 2 月 28 日付け規程第 17 号による改正前の別添 2「新規検査等提出書面審査要領」の規定によることができる。

附則（平成 31 年 4 月 15 日規程第 1 号）

この規程は、平成 31 年 4 月 15 日から施行する。

附則（令和元年 5 月 10 日規程第 30 号）

1. この規程は、令和元年 5 月 10 日から施行する。
2. 別添 2、別添 3 及び別添 4 に規定する届出書の様式について、届出者が「平成」を「令和」に訂正し、訂正の印又は署名がなされていない場合であっても、受理することができるものとし、「平成」を訂正しないで用いた場合であっても、当分の間、訂正をせずに用いることができる。
3. 令和元年 9 月 30 日以前に並行輸入自動車届出書が提出された自動車については、別添 3「並行輸入自動車審査要領」の第 1 号様式にかかわらず、令和元年 5 月 10 日付け規程第 30 号による改正前の別添 3「並行輸入自動車審査要領」の第 1 号様式とすることができる。

附則（令和元年 10 月 3 日規程第 40 号）

この規程は、令和元年 10 月 3 日から施行する。

附則（令和元年 10 月 15 日規程第 42 号）

1. この規程は、令和元年 10 月 15 日から施行する。
2. 令和元年 10 月 14 日以前に幼児専用車として既に登録を受けている自動車であつて、令和元年 10 月 15 日以降に当該自動車の構造及び装置に変更がないものについては、1-3 中「幼児専用車」の規定は適用しないことができる。
なお、「令和元年 10 月 14 日以前に幼児専用車として既に登録を受けている自動車」とは、次に該当するものをいう。
 - ① 令和元年 10 月 14 日において幼児専用車として使用の過程にある自動車
 - ② 令和元年 10 月 14 日以前に幼児専用車として使用されていたことが登録識別情報等通知書により確認できる自動車
 - ③ 令和元年 10 月 14 日以前に幼児専用車として交付された有効な自動車予備検査証により新規登録する自動車

附則（令和元年 12 月 27 日規程第 51 号）

この規程は、令和元年 12 月 27 日から施行する。

附則（令和 2 年 1 月 31 日規程第 52 号）

この規程は、令和 2 年 1 月 31 日から施行する。

附則（令和 2 年 3 月 31 日規程第 58 号）

この規程は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附則（令和 2 年 4 月 2 日規程第 1 号）

この規程は、令和 2 年 4 月 2 日から施行する。

附則（令和 2 年 6 月 12 日規程第 8 号）

1. この規程は、令和 2 年 6 月 12 日から施行する。
2. 令和 2 年 9 月 30 日以前に並行輸入自動車届出書が提出された自動車については、別添 3「並行輸入自動車審査要領」の第 1 号様式にかかわらず、令和 2 年 6 月 12 日付け規程第 8 号による改正前の別添 3「並行輸入自動車審査要領」の第 1 号様式とすることができる。

附則（令和 2 年 6 月 30 日規程第 15 号）

この規程は、令和 2 年 6 月 30 日から施行する。

附則（令和 2 年 8 月 24 日規程第 19 号）

この規程は、令和 2 年 8 月 24 日から施行する。

附則（令和 2 年 12 月 15 日規程第 28 号）

1. この規程は、令和 2 年 12 月 15 日から施行する。
ただし、令和 3 年 3 月 31 日以前に新規検査等届出書が提出された自動車については、別添 2「新規検査等提出書面審査要領」の規定にかかわらず、令和 2 年 12 月 15 日付け規程第 28 号による改正前の別添 2「新規検査等提出書面審査要領」の規定によることができる。
2. 令和 3 年 3 月 31 日以前に新規検査等届出書が提出された自動車については、令和 2 年 12 月 15 日付け規程第 28 号による改正前の別添 2「新規検査等提出書面審査要領」の規定にかかわらず、附則 1 から附則 4 までに規定している訂正印に係る規定及び第 1 号様式（その 1）の押印に係る規定は適用しないこととし、様式中の「印」及び「備考」が記載されている場合であっても、抹消をせずに用いることができる。
3. 令和 3 年 3 月 31 日以前に並行輸入自動車届出書が提出された自動車については、別添 3「並行輸入自動車審査要領」の第 2 号様式、第 3 号様式及び第 4 号様式にかかわらず、令和 2 年 12 月 15 日付け規程第 28 号による改正前の別添 3「並行輸入自動車審査要領」の第 2 号様式、第 3 号様式及び第 4 号様式とすることができる。

附則（令和 2 年 12 月 25 日規程第 30 号）

1. この規程は、令和 2 年 12 月 25 日から施行する。
ただし、別添 1 第 32 号で車線維持システムの警報試験及び車線逸脱防止機能等の警報に係る部分、第 45 号並びに第 258 号については令和 3 年 1 月 22 日から施行する。
2. 別添 3「並行輸入自動車審査要領」及び別添 4「改造自動車審査要領」で規定されている様式中の「印」及び「備考」が記載されている場合であっても、当分の間、抹消をせずに用いることができる。

附則（令和 3 年 3 月 29 日規程第 50 号）

1. この規程は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。
2. 令和 3 年 6 月 30 日以前に並行輸入自動車届出書が提出された自動車については、別添 3「並行輸入自動車審査要領」（4.1.（2）の規定を除く。）の規定にかかわらず、令和 3 年 3 月 29 日付け規程第 50 号による改正前の別添 3「並行輸入自動車審査要領」の規定によることができる。

附則（令和 3 年 6 月 10 日規程第 2 号）

この規程は、令和 3 年 6 月 10 日から施行する。

附則（令和 3 年 6 月 30 日規程第 4 号）

この規程は、令和 3 年 7 月 1 日から施行する。ただし、別添 3「並行輸入自動車審査要領」3.2.（4）、6.12.2.（1）及び（2）の改正規定は、令和 3 年 6 月 30 日から施行する。

附則（令和 3 年 8 月 26 日規程第 7 号）

この規程は、令和 3 年 8 月 26 日から施行する。

附則（令和 3 年 8 月 31 日規程第 8 号）

この規程は、令和 3 年 8 月 31 日から施行する。

附則（令和 3 年 9 月 30 日規程第 9 号）

この規程は、令和 3 年 9 月 30 日から施行する。

附則（令和 4 年 1 月 7 日規程第 33 号）

この規程は、令和 4 年 1 月 7 日から施行する。

附則（令和 4 年 1 月 31 日規程第 34 号）

1. この規程は、令和 4 年 1 月 31 日から施行する。
2. 令和 4 年 3 月 31 日以前に新規検査等届出書が提出された自動車については、別添 2「新規検査等提出書面審査要領」の規定にかかわらず、令和 4 年 1 月 31 日付け規程第 34 号による改正前の別添 2「新規検査等提出書面審査要領」によることができる。
3. 令和 4 年 3 月 31 日以前に並行輸入自動車届出書が提出された自動車については、別添 3「並行輸入自動車審査要領」の規定にかかわらず、令和 4 年 1 月 31 日付け規程第 34 号による改正前の別添 3「並行輸入自動車審査要領」によることができる。（6.12.1.（3）の規定を除く。）
4. 令和 4 年 3 月 31 日以前に改造自動車届出書が提出された自動車については、別添 4「改造自動車審査要領」の第 2 号様式にかかわらず、令和 4 年 1 月 31 日付け規程第 34 号による改正前の別添 4「改造自動車審査要領」の第 2 号様式とすることができる。

附則（令和 4 年 3 月 29 日規程第 44 号）

この規程は、令和 4 年 3 月 29 日から施行する。

附則（令和 4 年 6 月 22 日規程第 8 号）

この規程は、令和 4 年 6 月 22 日から施行する。

附則（令和 4 年 10 月 7 日規程第 12 号）

この規程は、令和 4 年 10 月 8 日から施行する。

附則（令和 4 年 10 月 28 日規程第 13 号）

1. この規程は、令和 4 年 10 月 28 日から施行する。
2. 次に掲げる自動車であつて、施行日以降に当該自動車の構造及び装置に変更がないものについては、1-3（「座席」に限る。）、4-4（1）①カ、4-17-1（3）及び（4）並びに 4-22 の規定は適用しないことができる。
 - ① 令和 4 年 10 月 27 日において使用の過程にある自動車
 - ② 令和 4 年 10 月 27 日以前に使用されていたことが登録識別情報等通知書により確認できる自動車
 - ③ 令和 4 年 10 月 27 日以前に交付された有効な自動車予備検査証により新規登録する自動車

附則（令和 4 年 12 月 26 日規程第 16 号）

1. この規程は、令和 5 年 1 月 4 日から施行する。
2. 令和 5 年 3 月 31 日以前に改造自動車届出書が提出された自動車については、令和 4 年 12 月 26 日付け規程第 16 号による改正前の別添 4「改造自動車審査要領」の第 2 号様式によることができる。

附則（令和 5 年 2 月 16 日規程第 22 号）

この規程は、令和 5 年 2 月 16 日から施行する。

附則（令和 5 年 3 月 30 日規程第 26 号）

この規程は、令和 5 年 3 月 31 日から施行する。

附則（令和 5 年 6 月 5 日規程第 3 号）

この規程は、令和 5 年 6 月 5 日から施行する。

附則（令和 5 年 8 月 25 日規程第 7 号）

1. この規程は、令和 5 年 9 月 1 日から施行する。
2. 別添 3「並行輸入自動車審査要領」の第 2 号様式については、直前及び側方の視界を確保する装置及び後退時車両直後確認装置に検知装置を用いない場合、令和 5 年 8 月 25 日規程第 7 号による改正前の第 2 号様式とすることができる。
3. 別添 3「並行輸入自動車審査要領」の第 6 号様式については、後退時車両直後確認装置を備えない場合、令和 5 年 8 月 25 日規程第 7 号による改正前の第 6 号様式とすることができる。

附則（令和 5 年 9 月 22 日規程第 8 号）

この規程は、令和 5 年 9 月 22 日から施行する。

附則（令和 5 年 9 月 28 日規程第 10 号）

この規程は、令和 5 年 9 月 28 日から施行する。

附則（令和 5 年 11 月 30 日規程第 13 号）

1. この規程は、令和 5 年 12 月 21 日から施行する。
2. 別添 2「新規検査等提出書面審査要領」第 5 号様式については、この規程の施行の日以後、粒子数（SPN）に係る規定が適用されていない場合は、改正前の第 5 号様式とすることができる。
3. 別添 2「新規検査等提出書面審査要領」第 6-3 号様式については、この規程の施行の日以後、当分の間、改正前の第 6-3 号様式とすることができる。

附則（令和 6 年 2 月 1 日規程第 22 号）

この規程は、令和 6 年 2 月 1 日から施行する。

附則（令和 6 年 3 月 28 日規程第 26 号）

1. この規程は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

2. 別添2「新規検査等提出書面審査要領」第6-3号様式及び第6-4号様式については、この規程の施行の日以後、当分の間、改正前の第6-3号様式及び第6-4号様式とすることができる。

附則（令和6年6月27日規程第2号）

この規程は、令和6年8月1日から施行する。

附則（令和6年7月25日規程第11号）

この規程は、令和6年7月25日から施行する。

附則（令和6年9月20日規程第12号）

この規程は、令和6年10月1日から施行する。

ただし、12-1、別添2「新規検査等提出書面審査要領」（4.を除く。）、別添3「並行輸入自動車審査要領」、別添4「改造自動車審査要領」及び別添16「業務量統計システム報告要領」の規定については、令和6年10月28日から施行する。

附則（令和6年10月31日規程第14号）

この規程は、令和6年11月1日から施行する。

附則（令和6年12月26日規程第19号）

1. この規程は、令和7年1月6日から施行する。
2. 別添2「新規検査等提出書面審査要領」の新規検査等届出書第1号様式（その2）については、この規程の施行の日以後、当分の間、改正前の新規検査等届出書第1号様式（その2）とすることができる。

附則（令和7年1月30日規程第25号）

この規程は、令和7年1月31日から施行する。

附則（令和7年3月13日規程第29号）

1. この規程は、令和7年4月1日から施行する。
ただし、別添3「並行輸入自動車審査要領」の複数台数届出に係る規定については、令和7年10月1日から施行する。
2. 様式16「ガス容器等再試験結果証明書」については、この規程の施行の日以後、当分の間、改正前の様式16とすることができる。
3. 令和7年9月30日以前に審査する自動車及び令和7年9月30日以前に新規検査等届出書が提出された自動車については、4-13及び別添2「新規検査等書面審査要領」の規定にかかわらず、令和7年3月13日付け規程第29号による改正前の4-13及び別添2「新規検査等提出書面審査要領」の規定によることができる。
また、第6-2号様式については、この規程の施行の日以後、当分の間、改正前の第6-2号様式とすることができる。
4. 令和7年9月30日以前に並行輸入自動車届出書が提出された自動車については、別添3「並行輸入自動車審査要領」の規定にかかわらず、令和7年3月13日付け規程第29号による改正前の別添3「並行輸入自動車審査要領」の規定によることができる。